

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社グループでは、当社グループが社会で果たすべき使命をミッションとして定め、事業活動を行う上での基本的な考え方としています。当社グループは、このミッションを実現するために、経営の効率性、透明性を高めることをコーポレートガバナンスの基本方針としております。法令遵守を徹底し、内部統制システムの整備・強化を図り、当社グループはもろろん、業界全体の社会的な信用を高められるよう企業倫理を追求・確立して参ります。

また、ミッション実現のために、より具体的なビジョンを中期経営計画として掲げるとともに社員共通の行動規範をエスプールバリューとして定めています。

#### <ミッション>

当社グループは、「アウトソーシングの力で企業変革を支援し、社会課題を解決する」をミッションとして掲げ、事業活動を通じて、様々な社会課題やそれらに付随する企業課題を解決することを目標としております。ソーシャルビジネスの推進を通じて、新たな社会的価値を創造していくとともに、世の中にとって必要不可欠な企業グループとなることを目指してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	20%以上30%未満
--	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
浦上 壮平	545,400	17.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	476,500	15.11
BNYMSANV RE BNYMSANVDUB RE YUKI ASIA (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	132,400	4.20
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	131,300	4.16
佐藤 英朗	123,900	3.93
赤浦 徹	115,700	3.67
BNY GCM ACCOUNTS M NOM (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	115,400	3.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	100,000	3.17
エスプール従業員持株会	92,200	2.92
吉村 慎吾	85,300	2.71

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	11月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情  
特にございません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
赤浦 徹	他の会社の出身者													
竹原 相光	公認会計士													
宮沢 奈央	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤浦 徹		インキュベイトキャピタルパートナーズゼネラルパートナー (インキュベイトキャピタルパートナーズは、過去当社の主要株主であったインキュベイトキャピタルパートナーズ投資事業組合の業務執行組合員であります) インキュベイトファンド代表パートナー	インキュベイトファンドの代表パートナーとして、企業投資に関する豊富な知識と経験を有し、複数の企業の社外取締役を経験しており、取締役の業務執行に対して特に投資家としての視点から提言・助言を頂けるものと考えております。同氏の選任により、当社経営のさらなる効率性・透明性向上の確保を通じて、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に貢献を期待しております。 同氏は、過去において他の会社の役員であったことがあり、現在において他の会社の役員を兼任しておりますが、当該他の会社と当社の間では特別な利害関係はありません。また、同氏と当社グループの間に特別な利害関係はなく、一般株主保護の観点から社外取締役としての独立性にも特段の問題はないと考えております。
竹原 相光	○	ZECOOパートナーズ株式会社代表取締役	公認会計士としての実績や経営者としての経験と豊富な見識を有しており、取締役の業務執行に対して公正中立な立場から提言・助言を頂けるものと考えております。同氏の選任によ



- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
徐 進	○	常勤監査役	<p>常勤監査役として、社内管理体制の強化及び監査役会統括のため、就任しております。同氏は、過去において他の会社の役員であったことがあり、現在において他の会社の役員を兼任しておりますが、当該他の会社と当社の間では特別な利害関係はありません。また、同氏と当社グループの間に特別な利害関係はなく、一般株主保護の観点から社外監査役としての独立性にも特段の問題はないと考えております。</p> <p>なお、当社は取締役会において、徐監査役を独立役員として任命しております。前述のとおり独立性があり、かつ、常勤監査役として当社グループのガバナンス強化に取り組んでおり、独立役員の趣旨から考えて最も相応しいと判断したためであります。</p>
畑中 裕		エムアンドシーコンサルティング株式会社代表取締役	<p>経営コンサルタントとしての実績や他社の経営者としての豊富な経験があり、監査役監査の強化という観点から就任しております。同氏は、現在において他の会社の役員を兼任しておりますが、当該他の会社と当社の間では特別な利害関係はありません。また、同氏と当社グループの間に特別な利害関係はなく、一般株主保護の観点から社外監査役としての独立性にも特段の問題はないと考えております。</p>
吉岡 勇		社会保険労務士、ヨシオカ人事研究所代表	<p>社会保険労務士である同氏の人事・労務に関する専門的知識を生かして監査役監査を実施するために就任しております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、社会保険労務士としての労務に関する豊富な専門的知見を有しており、当社における監査に活かしていただけるものと判断しました。</p> <p>同氏と当社グループの間に特別な利害関係はなく、一般株主保護の観点から社外監査役としての独立性にも特段の問題はないと考えております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

特にございません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社グループでは、当社取締役(社外取締役を除く。以下、同じ。)に対するインセンティブとして、単年度業績に連動した業績連動型の報酬制度を導入しております。

本業績連動型報酬制度は、当社グループの中長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として導入したものであり、当社グループ業績に連動した報酬を役員賞与及び新株予約権の付与(ストックオプション)により支給しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明 **更新**

付与対象者は以下のとおりです。

単年度業績に連動した業績連動型のストックオプション制度  
当社業務執行取締役 2名

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の年間報酬総額 : 91,860千円(うち社外取締役報酬 7,200千円)  
監査役の年間報酬総額 : 13,800千円(うち社外監査役報酬 13,800千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成30年2月27日開催の株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額200,000千円(うち社外取締役分は年額30,000千円以内)であり、当該報酬限度額の範囲内で各取締役の役位及び職務内容を勘案して基本報酬額を決定しております。また、当社では、当社グループの中長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的に当社取締役(社外取締役を除く。以下、同じ。)に対して業績連動型の報酬制度を導入しており、当社グループ業績に連動した報酬を役員賞与及び新株予約権の付与により支給しております。なお、任意の委員会は設置しておりませんが、内規により、業務執行取締役の報酬については、毎期、社外取締役及び監査役の承認を得ることとしております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、社長室が担当しております。社長室では、取締役会開催に際し、必要に応じて資料の事前配布や事前説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社では、経営機関として、社外取締役を中心とした取締役会を設置し、また、監査役制度を採用しております。

当社の取締役会は、当社グループの経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得や処分、重要な組織・人事に関する意思決定、当社及び子会社における業務執行の監督等を行っております。また、監査役は、監査役会での協議により監査方針や監査計画を策定し、定時取締役会、臨時取締役会及び必要に応じてその他社内会議に出席するほか、本社、支店、子会社における業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の職務執行を監査しています。

当社グループでは、代表取締役以下業務執行取締役、執行役員、事業部長、業務担当部長及び子会社事業責任者が、取締役会が策定した事業計画に基づき業務執行を行っております。取締役会は原則として毎月1回、別途必要に応じて随時機動的に開催され、業績報告のレビューを通じて、経営の意思決定及び取締役の職務執行の監督、管理を行っております。また、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、代表取締役は業務執行取締役、執行役員、事業部長、業務担当部長及び子会社事業責任者で構成されるグループ会議を開催し、業務執行につき効率的な審議を行うとともに、経営情報の共有を図っております。

当社は会計監査業務を太陽有限責任監査法人に委嘱しております。前事業年度における会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名 田尻慶太、竹原玄  
会計監査業務に係る補助者の構成 公認会計士4名、その他補助者11名

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、当社の規模から考えて、取締役会及び監査役制度が最も効果的にガバナンス機能を発揮できると考えております。さらに、取締役6名のうち3名が社外取締役、監査役に関しては3名全員が社外監査役であり、社外役員を中心として取締役会及び監査役会を運営することでガバナンスの強化に努めております。

社外取締役及び社外監査役はいずれも、親会社又は他の関係会社の出身者でなく、当該会社の大株主でもありません。また、当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役員等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者でなく、当社の子会社から役員としての報酬等その他財産上の利益を受けている者でもありません。よって社外取締役及び社外監査役はいずれも独立性の確保ができています。

なお、当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準や方針は特段定めておりませんが、当社との人的関係、資金的関係等の特別な利害関係がなく、高い知見に基づき当社の経営監視ができること等を個別に判断し、選任しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の法定期日前発送を実施しております。また、発送に先立って、東京証券取引所ホームページ及び当社ホームページに招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算日を11月30日とすることで集中日を回避しており、今後とも株主総会の活性化に注力する所存です。また、株主総会後に会社の事業内容や今後の戦略についての説明会を実施し、より多くの株主様にご参加いただけるよう努力しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>ディスクロージャー基本方針</p> <p>当社は、株主、投資家の皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供に努めております。金商品取引法等の関係法令および東京証券取引所（JASDAQ）の定める「上場有価証券の発行者の適時開示等に関する規則」（以下、「適時開示規則」）に従い、情報開示を行っております。また、それ以外の情報についても、株主や投資家等のステークホルダーの皆様が当社グループに対する理解を深めていただくために有用であると判断したものに關しては、積極的な情報開示を行ってまいります。</p> <p>情報開示の方法</p> <p>適時開示規則に該当する情報開示は、同規則に従い、TDnet（適時開示情報伝達システム）にて公開しており、公開後は、遅滞なく、当社のホームページにも同一情報を掲載しています。また、それ以外の会社情報や経営情報または経営方針等に関しても、当社のホームページ等への掲載を行っております。</p> <p>沈黙期間</p> <p>当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算期日の2週間前から決算発表日までの一定期間を沈黙期間とし、業績に関する問い合わせへの対応を控えさせていただきます。ただし、当初の予想と実績見込に乖離が生じた場合は、適時開示規則に従い適宜公表いたします。</p>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回程度、個人投資家向けの説明会を開催しております。また、IRサイトにて動画配信を行うことにより、ご参加いただけない投資家の便宜を図っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎決算期ごとに、当社代表取締役会長兼社長が決算内容と事業戦略の説明を実施しております。第2四半期にも同様の説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ir.spool.co.jpにてIR情報を開示しております。決算情報や適時開示資料に加え、説明会資料、よくある御質問への回答集等を開示しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長室がIRを担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社グループは、さまざまなステークホルダーと共に新たな価値を創造し、社会の発展に貢献することを目指したCSR（企業の社会的責任）に取り組んでいます。</p> <p>&lt;雇用の創出のために&gt;</p> <p>私たちエスプールグループは、「人の可能性は無量大である」という信念のもと「人は必ず変わることができる」、「人は必ず成長できる」、「人は必ず輝ける場所がある」という想いで人材ビジネスに携わってきました。</p> <p>しかしながら、現在の日本では、若年層や障がい者、シニア層、主婦など、就業機会に恵まれない人々が存在しており、「働く」というごく当たり前の活動することさえ難しい現実があります。私たちは、本気でこの現状を変え、全ての人が「働く幸せ」を体感できる社会を創っていたいと考えています。エスプールグループは、「ノーマライゼーション」の実現をめざして、すべての人々が社会の一員として、仕事を主体的に選択し活躍できる環境の提供に全力で取り組んでいます。</p> <p>&lt;地域社会のために&gt;</p> <p>【我ら海の子展への協賛】</p> <p>「我ら海の子展」は、岡本太郎氏が昭和48年に設立し、今年で41回目となる歴史のある児童絵</p>

画コンクールです。人間形成の上で重要な時期である「幼児期」「児童期」の情操教育の一助として絵画コンクールを開催し、次代を担う子どもたちの健全な育成を目指しています。

【音楽奉納コンサートへの協賛】

全日本学生音楽コンクールの受賞者に、「音楽奉納・京都研修」を毎年贈呈しています。若き音楽家が、良き日本人として主体性を確立して世界に羽ばたけるよう、音楽だけでなく、日本に息づく文化・伝統・歴史に触れ、身をもって体験することで、若き才能の発展を目指しています。

【公益財団法人 東日本大震災復興支援財団への協賛】

東日本大震災復興支援財団は、東日本大震災で被災した子どもたちへの支援を目的として、2011年6月に設立された財団です。「復興支援を通じて、次の世代が幸せに暮らす社会の創生に貢献する。」という理念と「子ども達が夢と希望を育む環境を実現する。」というビジョンのもと、被災地の子どもたちとその家族を応援するための様々な活動を行っています。

【スポーツひのまるキッズへの協賛】

スポーツひのまるキッズはスポーツを通じて、ひとりでも多くの日本の子どもたちに、ひとつでも多くのステージを提供し、ひとつでも多くの経験とひとつでも多くの友情や感動を感じてもらいたい。そしてスポーツで得た経験を糧に、立派に成長してもらいたい。こうした願いを実現するための活動が、スポーツひのまるキッズプロジェクトです。

<地球環境のために>

【そらべあ基金への協賛】

そらべあ基金は、地球環境問題の解決に寄与することを目的として再生可能エネルギーの普及啓発や環境教育活動をおこなっています。子どもたちの笑顔あふれる未来のために、企業や個人の方たちと一緒に、地球温暖化問題に取り組んでいます。

【チャレンジ25への参加】

深刻な問題となっている地球温暖化の解決に向けて、オフィスや家庭などにおいて実践できるCO2削減に向け具体的な行動を「6つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く国民に呼びかけるプロジェクト「チャレンジ25」。エスプールグループではこの活動に賛同し、グループ全社で地球温暖化防止プロジェクトへの取り組みを推進しています。



## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、法令遵守、業務効率化、財務報告信頼性の確保を内部統制の主目的とし、適切な計画、整備・運用、モニタリング・監査等を通じて有効な内部統制システムの確立に努めて参ります。内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりです。

### (1) 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 当社は、法令遵守を経営の最重要課題として位置付けて、コンプライアンスに関する基本方針を制定し、取締役並びに使用人が法令及び定款等を遵守することの徹底を図る。
- 2 代表取締役社長は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、その結果を取締役に報告する。
- 3 当社の事業活動に関連して遵守することの求められる法令等を遵守するため、業務に必要な手引書を整備し、コンプライアンス確保のための教育、指導を実施するとともに、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度を設置、運営する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1 代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関して、統括責任者として管理本部担当役員を任命し、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、保存する。
- 2 取締役及び監査役は、文書管理規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

### (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 当社は、当社グループ全体のリスク管理体制の構築及び運用方法を定めたリスク管理規程を制定する。
- 2 各部門または各子会社の所管業務に付随するリスク管理は当該部門または当該子会社が、また組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は代表取締役社長と社長室が実施する。
- 3 上記のリスク管理の状況については、定期的にと取締役会に報告し、必要に応じて速やかに対策を検討する。
- 4 内部監査部門は、当社グループ全体のリスク管理体制について内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告する。

### (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 取締役会は、事業環境の動向を踏まえた経営方針に基づき当社グループ全体の事業計画を策定し、代表取締役社長以下業務担当取締役、事業部長、業務担当部長及び各部門並びに各子会社は、当該計画の達成に向けた具体的な活動を行う。
- 2 取締役会を原則として毎月1回、別途必要に応じて随時機動的に開催し、業績報告のレビューを通じて、経営の意思決定及び取締役の職務執行の監督、管理を行う。
- 3 取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、代表取締役社長は事業部長、業務担当部長及び子会社社長で構成されるグループ会議を開催し、業務執行につき効率的な審議を行うとともに、経営情報の共有を図る。
- 4 社内規程の整備運用により当社グループ全体の組織、業務分掌、職務権限及び意思決定ルールの明確化を図り、日々の職務執行の効率化を図る。

### (5) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1 当社は、グループ共通のコンプライアンスに関する基本方針のもと、グループ各社の社長をコンプライアンス責任者とし、その管理について当社管理本部担当役員が総括する。
- 2 当社グループ各社の管理は関係会社管理規程に基づき実施し、業績及び経営状況に影響を及ぼす重要事項について、当社取締役会に定期的に報告し、もしくは事前協議を行う体制を構築する。
- 3 当社の内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告する。

### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1 監査役は、取締役会から必要な命令を受けた内部監査部門の従業員は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けず、当該従業員の任命、異動、考課等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得るものとする。また、当該従業員が監査役の指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象とする。

### (7) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1 監査役は、取締役会のほかグループ会議その他重要と思われる会議に出席し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して、事業の報告を求め、また、書類の提示を求めることができるものとする。
- 2 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、取締役会その他の重要会議を通じて、もしくは直接監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項について定期的または速やかに報告するものとする。
  - イ) 取締役会、グループ会議で審議された重要事項
  - ロ) 当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - ハ) 内部監査に関する重要事項
  - ニ) 重大な法令・定款違反に関する事項ホ) その他当社グループのコンプライアンス・リスク管理上の重要事項
- 3 当社は、監査役を窓口とするグループ内部通報制度を設置し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して周知する。
- 4 当社は、監査役への報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知する。

### (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 監査役は、監査の実効性を確保するために必要な相互の意思疎通を図る目的で、代表取締役、内部監査部門、監査法人との間で、それぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- 2 監査役は、監査の実施上必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に活用することができる。
- 3 当社は、監査役がその職務執行について必要な費用の前払等の請求をした時は、当該費用が当該監査役の職務執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに処理する。

### (9) 信頼性のある財務報告を確保するための体制

- 1 財務報告の作成にあたっては、法令及び公正妥当な会計基準に準拠した経理規程及び連結経理規程を定める。
- 2 代表取締役社長は、信頼性のある財務報告を確保するための内部統制システムの整備状況及び運用状況について自ら評価し、内部統制報告書として結果報告を行うとともに、不備事項については適時に改善を実施する。

### (当事業年度における運用状況の概要)

当社グループは上記の内部統制システム構築の基本方針に基づき、第18期事業年度において適切な運用を行っております。主な運用状況は以下のとおりです。

### (1) コンプライアンスに対する取り組み

当社代表取締役社長より、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に向けて、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを定期的に発信

するとともに、情報セキュリティ、インサイダー取引防止等に関する社内研修を実施し、コンプライアンス意識向上に向けた取り組みを継続的に行っております。

(2) リスク管理に対する取り組み

当社グループ全体のリスクの把握と評価を取締役会にて実施し、組織横断的なリスクの対応について検討を行っております。また、社外取締役及び常勤監査役が出席するグループ会議を毎月実施し、各部門及び各子会社の所管業務に付随するリスクの管理状況について共有及び議論を行っております。当事業年度においては、事業環境に影響を与える可能性のある法律改正や規制強化、労働災害や長時間労働等の労務問題、個人情報漏えいを最重要リスクと評価し、取締役会やグループ会議を中心にリスクの発生状況や予防策の実施状況の管理を行っております。

(3) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み

第18期の当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成され、社外監査役3名も出席しております。当事業年度(平成28年12月1日から平成29年11月30日まで)においては、取締役会が20回開催され、各部門及び各子会社の業務・業績進捗状況の確認・分析・対応戦略等を審議し、当社及び当社子会社の取締役の職務執行の状況等についての監督を行っております。取締役会の審議資料は事前配布され、出席者が十分な準備を行えるよう配慮しております。また、取締役及び監査役は審議に際して活発な意見交換を行っております。なお、子会社における経営上の重要な意思決定事項については、当社取締役会にて決議を行っております。

(4) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制について

グループ共通の通報制度として内部通報制度(コンプライアンス相談窓口)を設け、非常勤の社外監査役をその対応窓口を設定するとともにグループイントラネットを通じてグループ全従業員への周知徹底を図っております。

(5) 監査役の職務の執行について

常勤監査役は、監査計画に基づき、グループ会議・各子会社の主要会議に出席し、業務執行が適切になされているかを確認し、当事業年度において10回開催された監査役会にて情報共有しております。また、内部監査担当と連携して業務監査を行い、その中で役職員との面談等も実施し、幅広くリスク抽出を行っております。また、会計監査人と定期的及び随時、打合せを行い、財務会計の適切性の把握を行っております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係は一切持たないこと、また、いかなる不当要求や働きかけに対しても組織として毅然とした対応を取ることを基本方針としております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、管理部を反社会的勢力への対応を統括する部署としております。また、平成15年12月より、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(通称、「特防連」)に加入し、定期会合等に参加して情報収集に努めるとともに、必要に応じて随時指導を仰いでおります。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特にございません。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループの会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は、以下のとおりです。

### 1. 適時開示にあたっての基本方針

当社グループでは、株主・投資家の皆様に適時に正確かつ公平な情報提供を行うため、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める適時開示に関する規則を遵守し、会社情報並びにその他の重要な情報を迅速に公開するほか、当社グループへの理解を深めていただくための有用な情報についても積極的に開示してまいります。

### 2. 会社情報の把握・管理

当社グループでは、インサイダー取引の未然防止を目的として、「インサイダー取引防止規程」を制定しており、この規程に基づいた内部情報の管理・把握を行ってまいります。

重要な事実が発生した場合、当該事実を認識した部門及び子会社（以下、部門等）から速やかに情報管理担当者を通じて社長室に情報を集約し、情報管理責任者たる取締役への報告・事実の確認手続きを行ってまいります。また、各部門等の長は、情報管理担当者として各部門等における内部情報の管理を行うとともに、従業員に対して内部情報の重要性を認識・浸透させる責務を負っております。

### 3. 適時開示の決定手続き

発生事実、決定事実、決算情報に関して、それぞれ次のとおり適時開示の決定手続きをとっております。

#### (1) 発生事実

経営上、重要と思われる事実が発生した場合には、各部門等の長は速やかに情報管理責任者にその報告を行います。情報管理責任者に集められた情報は、社長室または管理本部にて分析の後、取締役会にて審議をおこない、開示が必要と判断された場合、東京証券取引所の適時開示規則に従い、速やかに開示を行います。

#### (2) 決定事実

決定事項に該当する重要な会社情報に関しては、原則として取締役会にて審議を行います。その決定事項について、情報管理責任者が開示が必要と判断した場合、東京証券取引所の適時開示規則に従い、速やかに開示を行います。

#### (3) 決算情報

決算情報に関しては、管理本部及び社長室での審議の後、情報管理責任者が開示が必要と判断した場合、取締役会決議を経て、東京証券取引所の適時開示規則に従い、速やかに開示を行います。なお、決算諸数値に関しては、適切な処理を行い正確かつ迅速な開示に努めております。

### 4. 適時開示の書類作成

上記のような適時開示決定の手續きに則して、社長室にて適時開示書類を作成いたします。すべての開示書類は、情報管理責任者が決裁することとしております。なお、決算に関する情報につきましては、管理本部にて決算情報に関する開示書類（決算短信、四半期決算短信、四半期報告書、有価証券報告書等）を作成し、有価証券報告書については監査法人の会計監査、四半期報告書については監査法人のレビューを受け、その終了後の財務情報を開示することとしております。

### 5. 情報開示の手續き

公表の手續きに関しては、東京証券取引所の提供する情報開示システム「TDnet」にて遅滞なく開示手續きを行い、あわせて当社ホームページにおいても掲載いたします。

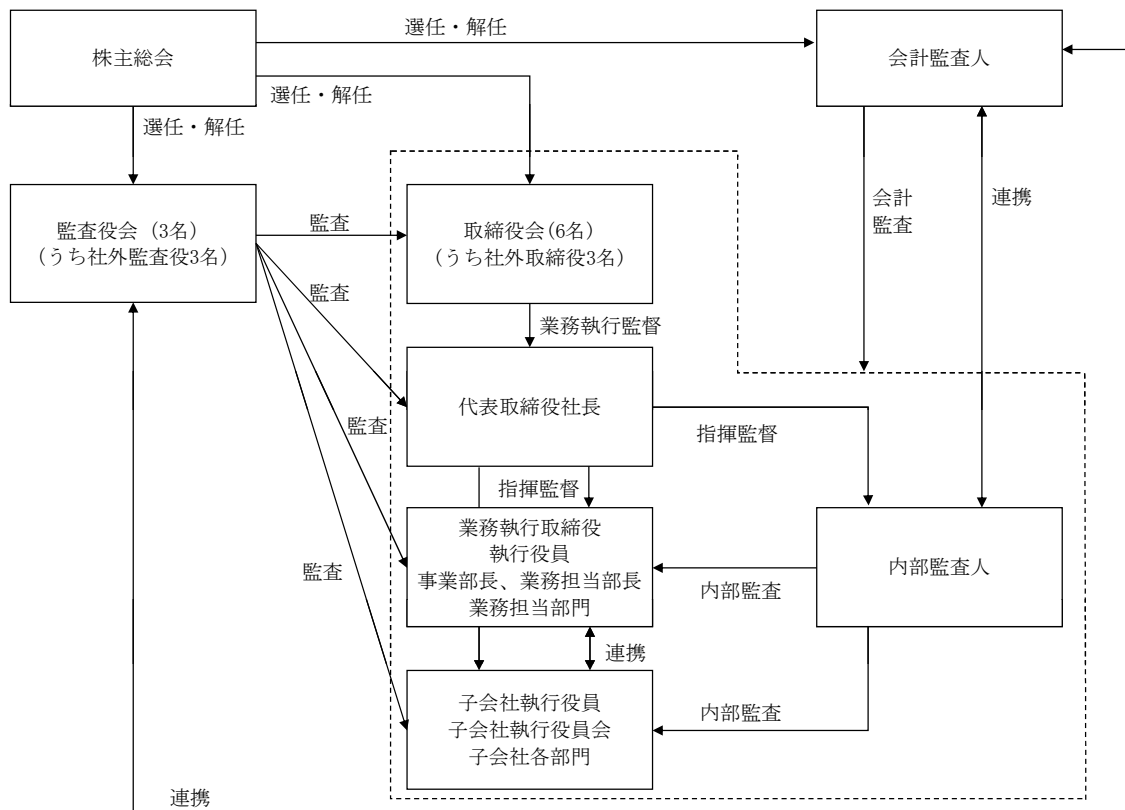
### 6. 情報開示業務に関する監視・統制

当社は公正かつ透明性の高い経営体制及び株主・投資家の皆様への情報開示の透明性を確立することが重要と認識し、それを推進しております。

監査役は、情報開示業務に関して、取締役会における情報収集、稟議書等の重要書類の閲覧、情報管理責任者または代表取締役等からのヒアリングを通じて、当業務執行における適法性、適正性についての確認と監視を行っております。なお、本日現在の監査役は3名であり、全員社外監査役であります。また、内部監査について、社長直轄の社長室にて内部監査人を任命し、内部監査人が計画的に監査を実施しております。これらの監査をすすめることで、適正な情報開示業務の執行を進めてまいります。

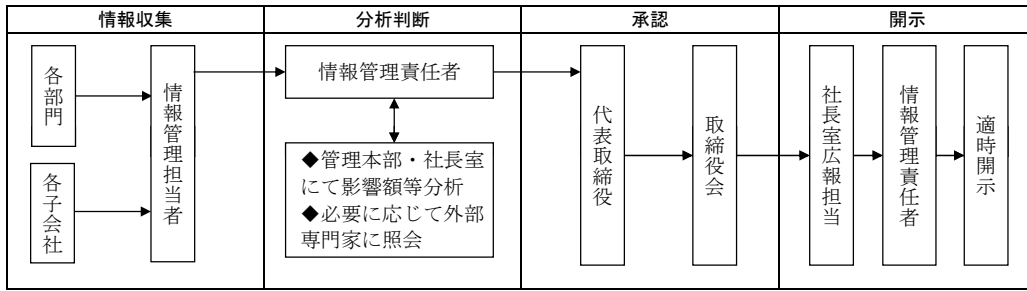
# 参考資料

## ■コーポレート・ガバナンス体制についての模式図

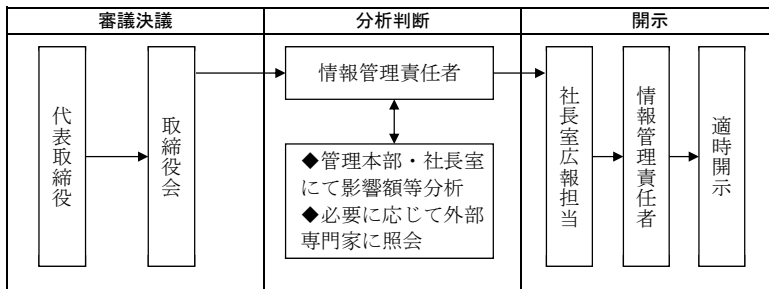


## ■適時開示体制についての模式図

### ①発生事実に関する情報



### ②決定事実に関する情報



### ③決算に関する情報

